○関東地方整備局告示第三百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
越谷市大字下間久里字前田六〇番一から宇都宮市平出工業団地二番三まで	前	BA 八・〇〇～九五・〇〇（メートル）八四・六二一（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・〇〇～九五・〇〇 二六・〇〇～五三一・〇〇 八四・六二一 八〇・三五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高崎市高松町三八番一から同市常盤町一三二番二一地先まで	前	二八・五〇～一一一・五〇（メートル）〇・四五五（キロメートル）	
	後	二八・五〇～一一六・八〇 〇・四五五	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	千曲市大字寂蒔字西王子一〇二七番三から同市大字鋳物師屋字中島一三四番三まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月十七日

○関東地方整備局告示第三百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月十七日　関東地方整備局長　菊川　滋

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	久喜市太田袋字店前二九七番二地先から同市太田袋字須郷八七〇番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年十一月十七日

国会事項

議会開設百二十年記念行事について

平成二十二年十一月十七日

我が国の議会は、明治二十三年に第一回帝国議会の開院式が行われて以来、本年十一月二十九日をもって開設百二十年を迎えます。

国会は、当日、午前十一時から参議院議場において記念式典を行うほか、議会政治に対する国民各位の一層の理解と認識を深めていただくため、次のとおり記念行事を実施します。

一、国会特別参観

国会議事堂の特別参観（事前予約は不要）を実施します。

(一) 期　間　十二月四日（土）～五日（日）

(二) 参観時間　九・〇〇～一七・〇〇（受付は一六・〇〇まで）

二、議会政治展示会

議会開設及びその後の議会政治に関する資料を展示します。

(一) 期　間　十二月一日（水）～十日（金）

(二) 展示時間　九・三〇～一七・〇〇（入館は一六・〇〇まで）

(三) 場　所　憲政記念館

三、インターネットによる情報公開

両院共通の「議会開設百二十年記念ホームページ」を開設して、各種情報を提供します。

［主な提供情報］

記念行事の案内

記念式典の中継及び記録映像

目で見る議会政治百二十年史

ＵＲＬ　http://www.gikai-kaisetsu120.go.jp/　（十一月一日開設）

◎最寄駅　地下鉄丸ノ内線、千代田線　国会議事堂前駅

地下鉄有楽町線、半蔵門線、南北線　永田町駅

◎問い合わせ先　衆議院事務局　（〇三）三五八一―五一一一（大代表）

参議院事務局　（〇三）三五八一―三一一一（大代表）

国立国会図書館　（〇三）三五八一―二三三一（大代表）